

資料2

実地指導における 指導事項の解説

共同生活援助

目次

- 1 実地指導における指導事項項目内訳 (P4~5)
- 2 根拠法令等 (P6)
- 3 実施指導における指導事項の解説 (P7~101)
 - (1) 事業者の一般原則 (P8~9)
 - (2) 人員基準 (P10~15)
 - (3) 設備基準 ※該当なし
 - (4) 運営基準 (P16~70)
 - (5) 変更の届出等 (P71)

－ 目 次 －

- (6) 給付費の算定及び取扱い (P72～97)
- (7) その他 (P98～101)

1 令和4年度 実地指導における指導事項項目内訳 (全障害福祉サービス)

サービス区分	項目	文書指摘	口頭指摘	合計
全障害福祉サービス (※336事業所のうち193事業所を実施)	(1) 事業者の一般原則			
	(2) 人員基準	7	14	21
	(3) 設備基準		3	3
	(4) 運営基準	367	367	734
	(5) 変更の届出等			
	(6) 給付費の算定及び取扱い	30	24	54
	(7) その他	1		1
障害福祉サービス 計		405	408	813

1 令和4年度 実地指導における指導事項項目内訳 (共同生活援助)

サービス区分	項目	文書指摘	口頭指摘	合計
・共同生活援助 (※34事業所のうち19事業所を実施)	(1) 事業者の一般原則			
	(2) 人員基準		4	4
	(3) 設備基準			
	(4) 運営基準	39	31	70
	(5) 変更の届出等			
	(6) 給付費の算定及び取扱い	2	3	5
	(7) その他			
障害福祉サービス 計		41	38	79

2 根拠法令等

法 令 等	本資料での表記
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日号外法律第123号)	法
福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年1月12日条例第8号)	条例
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年2月28日号外厚生労働省令第19号)	施行規則
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)	解釈通知
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)	報酬告示
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)	留意事項通知

3 実地指導における指導事項の解説

項目

(1)事業者の一般原則

指導事項

1. 個別支援計画(共同生活援助計画)が作成されないままサービスを提供している。

解説及び改善方法等

1. 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供しなければなりません。
2. 運営基準違反に該当するだけでなく、個別支援計画未作成減算となります。

根拠法令等及び備考

- ・条例第3条第2項

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助

項 目

(1)事業者の一般原則

指導事項

2. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を従業者に対して実施していない。

解説及び 改善方法等

1. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対して定期的に研修を実施してください。
2. 研修の記録を作成し、参加者の意見・感想等も記録してください。また、欠席した従業者には、研修内容を必ず周知してください。

根拠法令等 及び備考

・条例第3条第3項

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助

項 目

(2)人員基準（従業者の員数）

指導事項

1. 世話人の員数が不足している。

解説及び 改善方法等

1. 世話人は、前年度の平均利用者数(利用者延べ数／営業日数)に対して、常勤換算方法での配置が必要です。(P11) **年度末には必ず翌年度の必要数を計算してください。**
2. 重大な運営基準違反だけでなく人員欠如減算となりますので、従業者の新規雇用や退職がある場合は、特に注意してください。
3. **日中サービス支援型においては、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における配置数です。**

根拠法令等 及び備考

・条例第182条,第197条の4,第200条

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

世話人の配置基準

介護サービス包括型

- 常勤換算で6:1

日中サービス支援型

- 常勤換算で5:1

外部サービス利用型

- 常勤換算で6:1

※報酬区分による配置基準とは異なります

項 目

(2)人員基準（従業者の員数）

指導事項

2. 生活支援員の員数が不足している。

解説及び 改善方法等

1. 生活支援員の員数は、前年度の利用者の障害支援区分に対して、常勤換算方法での配置が必要です。(P13～14) **年度末には必ず翌年度の必要数を計算してください。**
2. 重大な基準違反だけでなく人員欠如減算(P72)となりますので、従業者の新規雇用や退職がある場合は、特に注意してください。
3. **日中サービス支援型においては、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における配置数です。**

根拠法令等 及び備考

・条例第158条,189条, 173条(第159条準用)

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型) 共同生活援助

介護サービス包括型・日中サービス支援型 生活支援員の勤務時間の算定方法

①区分3に該当する利用者の前年度利用延べ日数 ÷ 365日 ÷ 9

②区分4 // ÷ 6

③区分5 // ÷ 4

④区分6 // ÷ 2.5

※小数点第2位以下切り上げ



1週間の間に、(①+②+③+④) × (事業所で定める常勤職員
の1週間の勤務時間)を確保する必要があります。

項 目

(2) 人員基準（従業者の員数）

指導事項

3. 夜間及び深夜の時間帯に世話人及び生活支援員を配置していない

解説及び 改善方法等

1. 日中サービス支援型においては、夜間及び深夜の時間帯においても。利用者の状態に応じた介護等の支援を行う体制を確保するために、共同生活住居ごとに夜勤を行う夜間支援従事者を1人以上配置しなければなりません。
2. 夜間支援従事者は夜勤に限り、宿直は認められません。
3. 重大な基準違反だけでなく人員欠如減算となりますので、従業者の新規雇用や退職がある場合は、特に注意してください。

根拠法令等 及び備考

・条例第197条の4

対象

(日中サービス支援型) 共同生活援助

項 目

(2)人員基準 (管理者)

指導事項

4. 管理者が常勤でない。

解説及び 改善方法等

1. 管理者は、常勤でなければなりません。
2. 管理者が他の職務を兼ねることができるのは、以下に限られます。
 - ① 当該共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合
 - ② 当該共同生活援助事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該共同生活援助事業所の管理業務に支障がないと認められる場合

根拠法令等 及び備考

- ・条例第183条,197条の5,201条 (いずれも第183条準用)
- ・解釈通知第15の1(6),15の4(1),15の5(1)

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助

項 目

(4)運営基準（内容及び手続きの説明及び同意）

指導事項

1. 重要事項説明書に不備がある。

- ① 記載が必要な事項が無い
- ② 運営規程及び契約書等と不整合
- ③ 実態と乖離している

解説及び 改善方法等

1. 重要事項説明書に記載する事項は以下のとおりです。実態と合っているか定期的に確認し、必要に応じ訂正してください。

- ① 運営規程の概要
- ② 従業者の勤務体制
- ③ 事故発生時の対応
- ④ 苦情処理の体制
- ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）
- ⑥ その他、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11（いずれも第10条第1項準用）
- ・解釈通知第15の3(12), 15の4(3)⑤（いずれも第3の3(1)準用）

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型）共同生活援助

項 目

(4)運営基準（内容及び手続きの説明及び同意）

指導事項

2. 重要事項説明書に不備がある。

- ① 記載が必要な事項が無い
- ② 運営規程及び契約書等と不整合
- ③ 実態と乖離している

解説及び 改善方法等

1. 重要事項説明書に記載する事項は以下のとおりです。実態と合っているか定期的に確認し、必要に応じ訂正してください。

- ① 運営規程の概要
- ② 従業者の勤務体制
- ③ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容
- ④ 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを行う事業所の名称
- ⑤ 事故発生時の対応
- ⑥ 苦情処理の体制
- ⑦ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）
- ⑧ その他、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項

根拠法令等 及び備考

- ・条例第203条
- ・解釈通知第15の5(3)①

対象

(外部サービス利用型)共同生活援助

項 目

(4)運営基準（内容及び手続きの説明及び同意）

指導事項

3. 重要事項説明書に利用申込者の同意がない。（署名欄に「同意」の旨の記載がない。）

解説及び改善方法等

1. 利用申込者に文書を交付して説明し、同意を得ることが必要です。
2. また、報酬改定等により重要事項説明書に変更があるにも、同様に説明・同意が必要です。その際は、差替部分のみの説明・同意でも構いません。
3. 利用申込者の意思表示が困難な場合は、家族等の署名で構いませんが、その際は利用者の氏名の記載(代筆で可)も必要です。

根拠法令等及び備考

- ・条例第197条,197条の11（いずれも第10条第1項準用）,203条
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤（いずれも第3の3(1)準用）,15の5(3)①

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

項 目

(4)運営基準（提供拒否の禁止）

指導事項

4. 利用者の家族が新型コロナウイルスのクラスター発生の地域から帰省していることを理由に、サービスの提供を拒否している。

解説及び 改善方法等

1. **提供を拒むことのできる正当な理由は以下に限られます。十分な感染防止対策をした上で、利用者に対して継続的にサービスを提供してください。**
 - ① 事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
 - ② 申込者の居住地が通常の事業の実施地域以外である場合
 - ③ 運営規程に定める主たる対象とする障害に該当しない者からの申込みがあった場合で、適切なサービスを提供することが困難な場合
 - ④ 入院治療が必要な場合

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条（いずれも第12条準用）
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第3の3(3)準用）
- ・【参考】新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

項目

(4)運営基準（利用者負担額等の受領）

指導事項

5. 利用者から利用者負担額（自己負担分）を徴収していない。

解説及び 改善方法等

1. サービスの提供を行った際には、利用からサービスに係る利用者負担額を徴収してください。
2. この他に事業者が受けることができるサービスの提供に要する費用は以下のとおりです。
 - ① 食材料費
 - ② 家賃
 - ③ 光熱水費
 - ④ 日用品費
 - ⑤ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの。
3. 上記①～⑤を徴収する場合は、あらかじめ利用者に対してサービス内容及び費用について説明し、同意を得てください。
4. 上記1,2の費用を徴収した場合は、利用者に対して領収証を交付してください。なお、実地指導の際の確認事項ですので、領収証の控えを保管してください。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第187条,197条の11,208条（いずれも第187条準用）
- ・解釈通知第15の3(3),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第15の3(3)準用）

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

利用者に求めることのできる金銭の範囲について

共同生活援助においては、P20で解説した費用のほか、以下の費用徴収が認められています。

- 介護給付費の対象に含まれない費用であって、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるもの、かつ、当該利用者に支払いを求めることが適当であるもの。

(条例第197条、第197条の11、第208条(いずれも第21条準用))

- 福島市においては、共同生活援助において利用者負担が認められる費用について、別紙「共同生活援助における利用者負担額等の取扱いについて」のとおり整理しますので、精読の上適切な取り扱いをお願いします。

項 目

(4)運営基準（介護給付費の額に係る通知）

指導事項

6. 法定代理受領した介護給付費の額を、利用者に通知していない。

解説及び 改善方法等

1. 市町村から法定代理受領した介護給付費の額を、利用者に通知してください。
2. また、通知の写しや通知したことが確認できる記録を残してください。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条（いずれも第24条準用）
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第3の3(13)準用）

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

項 目

(4)運営基準（緊急時の対応）

指導事項

7. 緊急時の対応方法について従業者に周知していない。

解説及び 改善方法等

1. 利用者に病状の急変が生じた場合等は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づいた対応をしなければなりません。
2. 従業者が一目でわかる緊急時対応マニュアル等を整備することが望ましいです。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197,197条の11,208条（いずれも第29条準用）
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第3の3(17)準用）

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

項目

(4)運営基準（業務継続計画の策定等）

指導事項

8. 業務継続計画を策定していない。

解説及び 改善方法等

1. 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、**業務継続計画を策定し、従業者に対して必要な研修及び訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に実施してください。**

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条（いずれも第34条の2準用）
（令和6年3月31日までの経過措置あり。）
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第3の3(23)準用）

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

【参考】業務継続計画に定めるべき内容

感染症に係る業務継続計画

- ① 平時からの備え（体制構築・整備、感染防止に向けた取組の実施、備蓄品の確認等）
- ② 初動対応
- ③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

災害に係る業務継続計画

- ① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ③ 他施設及び地域との連携

項 目

(4)運営基準（身体的拘束等の禁止）

指導事項

9. 身体拘束を行った際の記録に不備がある。

解説及び 改善方法等

1. 利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体拘束をする場合には、以下の事項を記載する必要があります。
 - ① その態様及び時間
 - ② その際の利用者の心身の状況
 - ③ 緊急やむを得ない理由
 - ④ その他必要な事項
2. 適切に記録がされていない場合は、身体拘束廃止未実施減算となります。(R5.3.31まで経過措置期間)

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条（いずれも第36条の2準用）
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第3の3(26)準用）
- ・報酬告示 別表第15の1の8,15の1の2の2の注8

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項目

(4)運営基準（身体的拘束等の禁止）

指導事項

10. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化検討委員会）を設置していない。

解説及び改善方法等

1. 身体拘束適正化検討委員会は、幅広い職種により構成し、担当者及び他の構成者の役割分担を定め、少なくとも1年に1回は開催することが望ましいです。
2. 委員には第三者や専門家（医師（精神科専門医等、看護師等））の活用も検討してください。
3. 虐待防止委員会と相互に深く関連する場合には、一体的に設置・運営することも可能です。
4. 実際に身体拘束を行っていない場合であっても、身体拘束適正化検討委員会を設置する必要があります。
5. **身体拘束適正化検討委員会を設置していない場合は、身体拘束廃止未実施減算となります。**
（R5.3.31まで経過措置期間）

根拠法令等及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条（いずれも第36条の2第3項準用）
（令和4年4月1日から義務化）
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤15の5(3)⑥（いずれも第3の3(26)準用）
- ・報酬告示 別表第15の1の注8,15の1の2の2の注8

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

項 目

(4)運営基準（身体的拘束等の禁止）

指導事項

11. 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
12. 身体拘束等の適正化のための研修を実施していない。

解説及び 改善方法等

1. 身体拘束等の適正化のための指針を整備しなければなりません。
指針に定めるべき内容はP29のとおりです。
2. また、指針に基づき、従業者に対して定期的（年1回以上）な研修を実施することが重要です。
3. **指針を整備していない場合は、身体拘束廃止未実施減算となります。**（R5.3.31まで経過措置期間）

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条（いずれも第36条の2第3項準用）
（令和4年4月1日から義務化）
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第3の3(26)準用）
- ・報酬告示 別表第15の1の注8,15の1の2の2の注8

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

身体拘束等の適正化のための指針に定めが必要な事項

- ①事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ②身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

項 目

(4)運営基準（秘密保持等）

指導事項

13. 雇用時に秘密保持等にかかる誓約書を取り交わしていない。

解説及び 改善方法等

1. 従業者及び管理者は、在職時及び退職時においても、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約時に取り決めるなどの措置を講じなければなりません。
2. 雇用関係にない役員等が管理者及び従業者である場合にも、同様に取り決めが必要です。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条（いずれも第37条第1項,2項準用）
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第3の3(27)準用）

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

項 目

(4)運営基準（秘密保持等）

指導事項

14. 利用者に関する情報を、サービス担当者会議で他の障害福祉サービス事業者と共有しているが、利用者の同意を得ていない。

解説及び改善方法等

1. 利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報、他の障害福祉サービス事業者と共有するためには、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得ることが必要です。
2. 同意は、重要事項説明書等により包括的に得ることも可能です。

根拠法令等及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条（いずれも第37条第1項,2項準用）
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第3の3(27)準用）

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

項目

(4)運営基準（苦情解決）

指導事項

15. 苦情対応マニュアルや苦情に関する記録様式を整備していない。

解説及び 改善方法等

1. 苦情については受付から対応、解決まで一連の手順を定め、また、苦情の内容等について詳細に記録することが義務付けられています。
2. 一連の手順を定めたマニュアル等、受付簿、記録簿等を整備してください。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条（いずれも第40条準用）
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第3の3(29)準用）

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

項 目

(4)運営基準 (事故発生時の対応)

指導事項

16. 市町村に対して事故発生について報告していない。

解説及び 改善方法等

1. サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び利用者の家族等に対して連絡をしなければなりません。
2. 福島市では連絡が必要な事故の基準を、別紙1「福島市社会福祉施設等における事故報告事務取扱要領」により定め、「事故報告書」による報告を求めています。**報告が必要な事故が発生した際には、まずは福島市障がい福祉課に電話でご連絡ください。**

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条 (いずれも第41条第1項準用)
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥ (いずれも第3の3(30)準用)
- ・福島市社会福祉施設等における事故報告事務取扱要領

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

【参考】福島市社会福祉施設等における事故報告事務取扱要領(抜粋)

①利用者の死亡事故

- 病気等による死亡で、明らかに事故死とは認められないものは除くが、死因等に疑義(トラブル等)が生じる可能性がある場合には報告すること。

②利用者の事故によるケガ

- ケガの程度については、外部の医療機関で受診したものを原則とするが、擦過傷や打撲等比較的軽易なケガ(一度の通院で終わるようなもの)は除く。なお、入院については、入院期間の長短にかかわらず報告すること。

③利用者に対する職員または他の利用者の暴行及び虐待等(不適切な処遇(疑)を含む)

④利用者の不法行為

⑤職員の不法行為

- 預かり金の着服、守秘義務違反等利用者の処遇に影響があるもの。

【参考】福島市社会福祉施設等における事故報告事務取扱要領（抜粋）

⑥自然災害（風水害、地震等）及び火災等

⑦利用者の無断外出及び行方不明等（概ね24時間経過しても発見できない場合等）

⑧食中毒及び感染症の発生

- 同一感染症若しくは食中毒によるまたはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- 同一感染症若しくは食中毒によるまたはそれらによると疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

⑨その他、①から⑧以外の事項で重要な事項

項 目

(4) 運営基準 (事故発生時の対応)

指導事項

17. 事故対応マニュアルや事故に関する記録様式を整備していない。

解説及び 改善方法等

1. サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な対応をしなければなりません。従業者が一目でわかる事故対応マニュアル等を整備し、訪問先に携行することが望ましいです。
2. また、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録が義務付けられていますので、記録簿等を整備してください。
3. リスクマネジメントの観点からヒヤリハット事例の収集、分析と情報の共有が有効ですので、検討してください。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条 (いずれも第41条第1項準用)
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥ (いずれも第3の3(30)準用)
- ・福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項目

(4)運営基準（虐待の防止）

指導事項

18. 虐待防止委員会を設置していない。
19. 虐待防止担当者を配置していない。

解説及び改善方法等

1. 虐待防止委員会は、虐待防止担当者及び他の構成者の役割分担を定め、少なくとも1年に1回は開催し、その結果を従業員に周知徹底することが必要です。
2. 委員には利用者やその家族、専門家的な知見のある外部の第三者等の活用を検討してください。
3. 身体拘束等適正化検討委員会と相互に深く関連する場合には、一体的に設置・運営することも可能です。
4. **なお、虐待防止委員会は運営規程への位置付けが必要です。**

根拠法令等及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条（いずれも第41条の2第1項,3項準用）
（令和4年4月1日より義務化）
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第3の3(31)準用）

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

【参考】虐待防止委員会の役割

虐待防止のための計画づくり

- 虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成

虐待防止のチェックとモニタリング

- 虐待が起こりやすい職場環境の確認等

虐待発生後の検証と再発防止策の検討

- 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

項 目

(4)運営基準（虐待の防止）

指導事項

20. 虐待防止のための研修を実施していない。

解説及び 改善方法等

1. 虐待防止の基礎的な内容等、適切な知識を普及・啓発するため、**虐待防止委員会が作成した研修プログラムを定期的（年1回以上）実施してください。**
2. また、P40に示す項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成し、当該指針に基づく研修プログラムを実施することが望ましいです。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第157条,171条,176条（いずれも第41条の2第2項準用）
（令和4年4月1日より義務化）
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第3の3(31)準用）

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

虐待防止のための指針に定めることが望ましい事項

- ①事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ②虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ④施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤虐待発生時の対応に関する基本方針
- ⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

項 目

(4)運営基準 (会計の区分)

指導事項

21. 障害福祉サービスの事業の会計と他の事業の会計を区分していない。

解説及び 改善方法等

1. 障害福祉サービスの事業の会計は、他の事業の会計と区分しなければなりません。
2. また、複数の障害福祉サービスの事業を運営する場合は、サービスごとに会計を区分しなければなりません。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条 (いずれも第42条準用)
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥ (いずれも第3の3(32)準用)

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項 目

(4)運営基準 (サービスの提供の記録)

指導事項

22. サービスを提供した際の記録をしていない。

解説及び 改善方法等

1. 利用者及び事業者が、その時点でのサービス利用状況を把握できるよう、以下の事項を記録してください。
 - ① 提供日
 - ② 提供したサービスの具体的内容
 - ③ 利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項
2. サービス提供記録は請求の根拠となりますので、記録がない場合は、介護報酬の返還の対象となる場合があります。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条 (第55条第1項準用)
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥ (いずれも第4の3(2)準用)

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項目

(4)運営基準（サービスの提供の記録）

指導事項

23. サービスの提供の記録について、利用者の確認を受けていない。

解説及び 改善方法等

1. サービスの提供に係る適切な手続きを確保する観点から、サービスの提供の記録について利用者の確認を得なければなりません。

根拠法令等 及び備考

・条例第197条,197条の11,208条（第55条第2項準用）
・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第4の3(2)準用）

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

項 目

(4)運営基準（サービスの取扱方針、個別支援計画の作成）

指導事項

24. 個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

解説及び 改善方法等

1. サービスの提供は漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に提供されなければなりません。
2. そのため、利用者ごとに個別支援計画を作成し、計画に基づいたサービスの提供を行う必要があります。
3. **個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、運営基準違反だけでなく、個別支援計画未作成減算となります。**

根拠法令等 及び備考

- ・条例第188条,197条の11,208条（いずれも第60条,188条準用）
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第4の3(7)準用）
- ・報酬告示 別表第15の1の注4(2),15の1の2の注10(2)

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

【参考例】個別支援計画作成に係る一連の流れ

支援の総合的な方針の確認

- 相談支援事業者が開催するサービス担当者会議に出席し、総合的な援助の方針を確認。
- サービス等利用計画を入手。

アセスメント

- 利用者の置かれている環境、日常生活の状況、希望する生活、課題等の把握及び分析を実施。

個別支援計画原案の作成

- サービス等利用計画及びアセスメント結果に基づき、個別支援計画の原案を作成。

個別支援会議

- サービス管理責任者が中心となり、共同生活援助従業者、管理者等により個別支援計画原案について検討。

【参考例】個別支援計画作成に係る一連の流れ

個別支援計画の確定

- 個別支援計画を確定。
- 個別支援計画の内容を利用者又はその家族に説明し、交付。

サービスの提供

- 個別支援計画に基づくサービスの提供。

モニタリング

- サービス管理責任者による定期的な利用者への面接により、個別支援計画の実施状況の把握を定期的実施。
- モニタリングの結果を記録。

個別支援計画の見直し

- 少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを実施し、必要に応じて計画を変更。
- 計画変更についても上記手順を踏まえる。

項 目

(4)運営基準 (非常災害対策)

指導事項

25. 非常災害に関する具体的な計画が策定されていない。

解説及び 改善方法等

1. 事業所の置かれた立地状況等により、火災、風水害、地震その他の災害の態様に応じた具体的な計画を策定してください。
2. 非常災害時の関係機関への通報、連絡体制を整備し、定期的に従業者に周知してください。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条 (いずれも第72条第1項準用))
- ・解釈通知第15の3(12),第15の4(3)⑤,15の5(3)⑥ (いずれも第4の3(19)準用)

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助

項 目

(4)運営基準 (非常災害対策)

指導事項

26. 避難訓練等を実施していない。

解説及び 改善方法等

1. 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を実施してください。
2. 訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めるとともに、消防関係者の参加により具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条 (いずれも第72条第1項準用)
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥ (いずれも第4の3(19)準用)

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項目

(4)運営基準（記録の整備）

指導事項

39.サービス提供の記録を5年間保存していない。

解説及び 改善方法等

1. 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を文書により整備する必要があります。これらの諸記録のうち、少なくとも以下の記録は、サービスを提供した日から少なくとも5年以上保存しなければなりません。
 - ① 個別支援計画
 - ② サービスの提供の記録
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、市町村に通知した記録
 - ④ 身体拘束等の記録
 - ⑤ 苦情の内容に係る記録
 - ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
2. 契約書や重要事項説明書に文書の保存期間を定める場合は、保存期間を「サービスを提供した日から5年以上」としてください。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条（いずれも第77条準用）
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第4の3(23)準用）

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

項 目

(4)運営基準（衛生管理等）

指導事項

40. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染症対策委員会）を設置していない。

解説及び 改善方法等

1. 感染症対策委員会において、専任の感染症対策担当者及び他の構成者の役割分担を定め、**おおむね3カ月に1回以上開催してください。**
2. 感染症対策委員会には、感染対策の知識を有する者を含むことが望ましいとされています。外部委員の参画や、他のサービス事業所との連携等により開催することも考えられます。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条（いずれも第92条第2項準用）
（令和6年3月31日までの経過措置あり。）
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第5の3(9)準用）

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

項 目

(4)運営基準（衛生管理等）

指導事項

41. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。
42. 感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施していない。

解説及び 改善方法等

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針には、平時の対策及び発生時の対応を規定してください。
 - ① 平時の対策の記載例
事業所内の衛生管理、支援にかかる感染対策等
 - ② 発生時の対応の記載例
発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等及び連絡体制の整備
2. **感染症の予防及びまん延の防止のための研修、実際に感染症が発生した場合を想定した訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行ってください。**

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条（いずれも第92条第2項準用）
（令和6年3月31日までの経過措置あり。）
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第5の3(9)準用）

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項目

(4)運営基準 (掲示)

指導事項

43. 事業所の見やすい場所に重要事項説明書を掲示していない。

解説及び 改善方法等

1. 利用者又はその家族等が見やすい場所に、重要事項説明書及び協力医療機関その他の重要事項を掲示してください。
2. 掲示に替えて、重要事項説明書をファイルしたものを、利用者又はその家族が自由に閲覧できるように、事業所内に備え付けておくことも可能です。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条,197条の11,208条 (いずれも第94条準用)
- ・解釈通知第15の3(12),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥ (いずれも第5の3(11)準用)

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項 目

(4)運営基準（入退居の記録の記載等）

指導事項

44. 利用者が入退居した際に、受給者証に必要な事項を記載していない。

解説及び 改善方法等

1. 利用者が入居又は退居した時は、受給者証に以下の事項(受給者証記載事項)を記載してください。
 - ① 事業者の名称
 - ② 入居又は退居の年月日
 - ③ その他の必要な事項

根拠法令等 及び備考

- ・条例第186条,197条の11,208条（いずれも第186条準用）
- ・解釈通知第15の3(2),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第15の3(2)準用）

大賞

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助

項目

(4)運営基準（入退居の記録の記載等）

指導事項

45. 利用者が入退居した際に、市に報告していない。

解説及び 改善方法等

1. 利用者が入居又は退居した時は、市町村に報告してください。
2. 報告の様式は福島市ホームページより「契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）報告書」をダウンロードしてください。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第186条,197条の11,208条（いずれも第186条準用）
- ・解釈通知第15の3(1),15の4(3),15の5(3)⑥（いずれも第15の3(1)準用）

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

項目

(4)運営基準（運営規程）

指導事項

46. 運営規程に定めが必要な事項を定めていない。

解説及び 改善方法等

1. 運営規程にはP56～57の重要事項を定めてください。
2. **重要事項説明書や契約書及び実態と不整合がないようにしてください。**

根拠法令等 及び備考

- ・条例第192条,197条の11(第192条準用),205条
- ・解釈通知第15の3(7),15の4(3)⑤(第15の3(7)準用),15の5(3)③

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

運営規程に定めが必要な事項(介護サービス包括型、日中サービス支援型)共同生活援助

- 1.事業の目的及び運営の方針
- 2.従業者の職種、員数及び職務の内容
- 3.入居定員
- 4.指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 5.入居に当たっての留意事項
- 6.個人情報取扱いに関する事項
- 7.緊急時等における対応方法
- 8.非常災害対策
- 9.事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- 10.虐待の防止のための措置に関する事項
- 11.その他運営に関する重要事項

運営規程に定めが必要な事項(外部サービス利用型共同生活援助)

1. 事業の目的及び運営の方針
2. 従業者の職種、員数及び職務の内容
3. 入居定員
4. 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
5. 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
6. 入居に当たっての留意事項
7. 個人情報の取扱いに関する事項
8. 緊急時等における対応方法
9. 非常災害対策
10. 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
11. 虐待の防止のための措置に関する事項
12. その他運営に関する重要事項

項 目

(4)運営基準（勤務体制の確保等）

指導事項

47. 勤務表を作成していない。

解説及び 改善方法等

1. **事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成してください。**
2. 勤務表では以下の事項を明確にしてください。人員基準や加算の要件を満たしているかを確認するためにも必要な書類です。
 - ① 従業者の日々の勤務時間
 - ② 常勤・非常勤の別
 - ③ 管理者との兼務関係等

根拠法令等 及び備考

- ・条例第193条,197条の11(193条準用),207条
- ・解釈通知第15の3(8),15の4(3)⑤(第15の3(8)準用),15の5(3)⑤

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助

項 目

(4)運営基準（勤務体制の確保等）

指導事項

48. 従業者に対して辞令を発出していない。
49. 雇用通知書に就業場所、職種（業務内容）を記載していない。

解説及び 改善方法等

1. サービスは事業所の従業者によって提供しなければなりません。
2. 当該事業所に勤務していること及び、人員基準上必要な職種であることが確認できるよう、辞令の発出や雇用通知書への明記をしてください。
3. 雇用関係にない役員等が管理者及び従業者である場合にも、同様の取扱いが必要です。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第193条,197条の11(193条準用),207条
- ・解釈通知第15の3(8),15の4(3)⑤(15の3(8)準用),15の5(3)⑥

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助

項 目

(4)運営基準（勤務体制の確保等）

指導事項

50. 従業者に対して研修を実施していない。

解説及び 改善方法等

1. 従業者の資質向上のため、計画的に外部研修の参加及び、内部研修の実施をしてください。

根拠法令等 及び備考

・条例第193条,197条の11(193条準用),207条
・解釈通知第15の3(8),15の4(3)⑤(15の3(8)準用),15の5(3)⑥

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助

項目

(4)運営基準（勤務体制の確保等）

指導事項

51. 職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント（以下、職場におけるハラスメントという。）に関して、事業所の方針を定めていない。（明文化していない。）

解説及び改善方法等

1. 職場におけるハラスメントについて、必要な措置を講じてください。（P62～63参照）
2. 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」において、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の員数が300人以下の企業）におけるパワーハラスメントについて、令和4年4月1日から義務化されました。

根拠法令等及び備考

- ・条例第193条,197条の11(193条準用),207条
- ・解釈通知第15の3(8),15の4(3)⑤(15の3(8)準用),15の5(3)⑥

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

職場におけるハラスメントの防止のために事業者が講ずべき措置

方針の明確化及び その周知・啓発

- 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨を明確化し、従業員に周知・啓発すること。

相談・苦情に応じ、適切に対応するために 必要な体制の整備

- 相談・苦情に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。

職場におけるハラスメントの防止のために事業者が講じることが望ましい措置

顧客からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のための取組例

- ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
- ③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、凝視・業態等の状況に応じた取組)

項 目

(4)運営基準 (定員の遵守)

指導事項

52. 定員を超えて入居者を受け入れている。

解説及び 改善方法等

1. 入居定員を超えて利用者を入居させることができるのは、以下の場合に限られます。
 - ① 災害の場合
 - ② 利用者が虐待を受けている場合

根拠法令等 及び備考

- ・条例第195条,197条の11,208条 (いずれも第195準用)
- ・解釈通知第15の3(10),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥ (いずれも第15の3(10)準用)

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項 目

(4)運営基準（協力医療機関）

指導事項

53. 協力医療機関を定めていない。

解説及び 改善方法等

1. 利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めてください。
2. 協力医療機関は事業所から近距離であることが望ましいです。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第196条,197条の11,208条（いずれも第196準用）
- ・解釈通知第15の3(11),15の4(3)⑤,15の5(3)⑥（いずれも第15の3(11)準用）

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

項 目

(4)運営基準（協議の場の設置等）

指導事項

54. 自立支援協議会等に対して事業の実施状況を報告していない。

解説及び 改善方法等

1. 日中サービス支援型共同生活援助については、定期的に(少なくとも1年に1回以上)、その実施状況を自立支援協議会等に報告し、評価を受けるとともに、当協議会等からの要望、助言を聴く機会を設けなければなりません。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第197条の10
- ・解釈通知第15の4(3)④

対象

(日中サービス支援型)共同生活援助

項目

(4)運営基準（受託居宅介護サービスの提供）

指導事項

55. 受託居宅介護サービス事業者によるサービスの提供について、報告させていない。

解説及び改善方法等

1. 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者がサービス提供を行った際は、サービス提供の実施状況を把握するため、以下の事項を**文書により報告させなければなりません。**
 - ① 受託居宅介護サービス提供の日時、時間
 - ② 具体的なサービスの内容等

根拠法令等及び備考

- ・条例第204条
- ・解釈通知第15の5(3)②

対象

(外部サービス利用型)共同生活援助

項 目

(4)運営基準（受託居宅介護サービス事業者の委託）

指導事項

56. 受託居宅介護サービス事業者との委託契約の内容が不十分である。

解説及び 改善方法等

1. 受託居宅介護サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、委託契約に当たってはP69～70に掲げる事項を文書により取り決める必要があります。
2. なお、受託居宅介護サービス事業者に委託した業務の再委託は禁止されています。

根拠法令等 及び備考

- ・条例第206条
- ・解釈通知第15の5(3)④

対象

(外部サービス利用型) 共同生活援助

委託契約において取り決めが必要な事項

1. 当該委託の範囲
2. 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件
3. 受託居宅介護サービス事業者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定期的に確認する旨
4. 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し支持を行える旨

委託契約において取り決めが必要な事項

5. 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨
6. 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう5.の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が確認する旨
7. 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
8. その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

項 目

(5)変更の届出

指導事項

1. 事業所の所在地について、市に届け出がないまま別の場所に変更している。

解説及び 改善方法等

1. 以下の事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に市に提出してください。
 - ① 事業所の名称及び所在地
 - ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等
 - ④ 事業所の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要
 - ⑤ 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - ⑥ 運営規程
 - ⑦ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
 - ⑧ 関係機関との連携その他適切な支援体制の概要
2. また、届け出が遅延した場合は、理由書(任意)を提出してください。

根拠法令等 及び備考

- ・法第46条第1項
- ・施行規則第34条の23

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（サービス提供職員欠如減算）

指導事項

1. 指定基準に定める人員基準を満たしていない。

解説及び 改善方法等

1. 生活支援員及び世話人について、人員基準上必要とされる員数を満たしていない場合に減算となります。**前年度の利用者の平均数に応じた配置が必要ですので、年度末に必ず確認してください。**（P10～14参照）
 - ① 人員基準から1割を超えて減少した場合・・・翌月から解消されるに至った月まで減算
 - ② 人員基準から1割の範囲内で減少した場合・・・翌々月から “
2. 算定する報酬は以下のとおりです。
 - ① 減算適用1月日から2月目・・・所定単位数の70%
 - ② 減算適用3月日以降・・・所定単位数の50%

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の1の注7(1),15の1の2の注10(1),15の1の2の2注7(1)
- ・留意事項通知 第2の1(8)

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い(サービス管理責任者欠如減算)

指導事項

2. 指定基準に定める人員基準を満たしていない。

解説及び 改善方法等

1. サービス管理責任者について、人員基準上必要とされる員数を満たしていない場合に減算となります。
2. 算定する報酬は以下のとおりです。
 - ① 減算適用1月日から4月目・・・所定単位数の70%
 - ② 減算適用5月日以降・・・所定単位数の50%
3. サービス管理責任者は資格要件や経験年数等、人材の確保が難しい職種です。積極的な資格取得の支援やキャリアパスの実践等により、人材の育成に努めてください。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の1の注7(1),15の1の2の注10(1),15の1の2の2注7(1)
- ・留意事項通知 第2の1(8)

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（個別支援計画未作成減算）

指導事項

3. 個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

解説及び 改善方法等

- 次のいずれかに該当する月から解消されるに至った月の前月まで、該当する利用者について減算が適用されます。
 - サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。
 - 条例第197条,第197条の11,第208条(いずれも第60条準用)に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。(P45～46参照)
- 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の70/100
- 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の50/100

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の1の注7(2),15の1の2の注10(2),15の1の2の2注7(2)
- ・留意事項通知 第2の1(10)

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項目

(6)給付費の算定及び取扱い（大規模住居減算）

指導事項

4. 一体的な運営が行われている共同生活住居について、利用者の合計数が21人以上であるにもかかわらず、大規模住居減算を適用していない。

解説及び改善方法等

1. 以下のいずれかに該当する場合、大規模住居減算が適用されます。
 - ① 共同生活住居の定員が8人以上21人未満である場合
 - ② 共同生活住居の定員が21人以上である場合
 - ③ 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（サテライト型住居に係る入居定員を含む。）の合計数が21人以上である場合
 - 「一体的な運営が行われている共同生活住居」とは、同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていないものをいいます。

根拠法令等及び備考

- ・報酬告示 別表第15の1の注7(3)～(5),15の1の2の注10(3)(4),15の1の2の2注7(3)(4)
- ・留意事項通知 第2の3(8)①(三)

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（身体拘束廃止未実施減算）

指導事項

5. 身体拘束等の適正化を図る措置を講じていない。

解説及び 改善方法等

1. 条例第197条,第197条の11及び第208条(いずれも第36条の2第2項,第3項準用)に規定する措置を講じていない場合、全ての利用者に対し、1日につき5単位が減算されます。
 - ① 身体拘束等に係る記録が行われていない。
 - ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(1年に1回以上)に開催していない。
 - ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
 - ④ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的(1年に1回以上)に実施していない。※ P26～29参照
2. **上記②～④について、運営基準上は令和4年4月1日から義務化されますが、減算が適用されるのは令和5年4月1日以降です。**

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の1の8,15の1の2の注11,15の1の2の2注8
- ・留意事項通知 第2の1(12)

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項目

(6)給付費の算定及び取扱い（福祉専門職員配置等加算(1)(2)）

指導事項

6. 要件を満たしていない。

解説及び 改善方法等

1. 算定要件は以下のとおりです。

① 福祉専門職員配置等加算(1)

指定基準の規定により配置することとされている**直接処遇職員として常勤で配置されている従業者**の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が35/100以上であること。

② 福祉専門職員配置等加算(2)

指定基準の規定により配置することとされている**直接処遇職員として常勤で配置されている従業者**の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が25/100以上であること。

2. 算定要件を満たしていない場合は、自己点検の上、過誤調整してください。 従業者の新規雇用や退職がある場合は、特に注意してください。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の1の4
- ・留意事項通知 第2の3(8)⑤

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項目

(6)給付費の算定及び取扱い（福祉専門職員配置等加算(3)）

指導事項

7. 要件を満たしていない。

解説及び 改善方法等

- 以下のいずれかに該当する場合、算定要件を満たします。
 - 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が75/100以上。
 - 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が30/100以上。
※「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数です。
- 算定要件を満たしていない場合は、自己点検の上、過誤調整してください。
従業者の新規雇用や退職がある場合は、特に注意してください。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の1の4
- ・留意事項通知 第2の3(8)⑤

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項目

(6)給付費の算定及び取扱い（看護職員配置加算）

指導事項

8. 要件を満たしていない。

解説及び 改善方法等

1. 共同生活援助に従事する看護職員を、**常勤換算方法で1以上配置**することが算定要件です。
 - 看護職員以外の職務に従事する時間は、常勤換算に含めることができない点に注意が必要です。
 - ただし、複数の共同生活援助を有する場合は、適切な支援を行うためにお必要な数の人員を確保する観点から、常勤換算方法で1以上の配置に加え、常勤換算方法で利用者の数を20で除した数以上の配置が必要です。
2. 算定要件を満たしていない場合は、自己点検の上、過誤調整してください。
従業者の新規雇用や退職がある場合は、特に注意してください。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の1の4
- ・留意事項通知 第2の3(8)⑤

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い (夜間支援等体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ))

指導事項

9. 要件を満たしていない。

解説及び
改善方法等

1. 夜間支援等体制加算には、体制に応じて以下の加算の区分があります。
 - ① 夜間支援等体制加算(Ⅰ)
夜勤を行う従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な支援を提供できる体制を確保
 - ② 夜間支援等体制加算(Ⅱ)
宿直を行う従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な支援を提供できる体制を確保
 - ③ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)
 夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保
2. 算定要件を満たしていない場合は、自己点検の上、過誤調整してください。
 従業者の新規雇用や退職がある場合は、特に注意してください。

根拠法令等
及び備考

- ・報酬告示 別表第15の1の4
- ・留意事項通知 第2の3(8)⑧

対象

(介護サービス包括型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（夜間支援等体制加算(Ⅳ)(Ⅴ)）

指導事項

10. 要件を満たしていない。

解説及び 改善方法等

1. 夜間支援等体制加算には、体制に応じて以下の加算の区分があります。

① 夜間支援等体制加算(Ⅳ)

加算(Ⅰ)の要件に加え、利用者に対する手厚い支援体制の確保や、夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、**夜間及び深夜の時間帯を通じて夜勤を行う夜間支援従事者を加配**

② 夜間支援等体制加算(Ⅴ)

加算(Ⅰ)の要件に加え、利用者に対する手厚い支援体制の確保や、夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、**夜間及び深夜の一部の時間帯に夜勤を行う夜間支援従事者を加配**

➤ 夜間及び深夜の一部の時間帯については、加配された夜間支援従事者が午後10時から翌日の午前5時までの間において、少なくとも2時間以上の勤務時間がある場合に限り算定することができます。

2. 算定要件を満たしていない場合は、自己点検の上、過誤調整してください。
従業者の新規雇用や退職がある場合は、特に注意してください。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の1の4
- ・留意事項通知 第2の3(8)⑧

対象

(介護サービス包括型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（夜勤職員加配加算）

指導事項

11. 要件を満たしていない。

解説及び 改善方法等

1. 日中サービス支援型共同生活において、人員基準に定める員数に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、以下の①～③の要件を満たしている場合に算定できます。
 - ① 加配される夜間支援従事者は、当該従事者が夜間に支援を行う共同生活住居に配置されること及び専従する必要がある、複数の共同生活住居または他の事業所等における夜間業務に従事することはできません。（併設の短期入所事業所を除く。）
 - ② 加配される従事者の業務は、人員基準に定める夜間支援従事者（世話人又は生活支援員）と同じです。（委託可能。）
 - ③ 加配した夜間支援従事者が配置された共同生活住居に居住する利用者について算定することができます。
2. 算定要件を満たしていない場合は、自己点検の上、過誤調整してください。
従業者の新規雇用や退職がある場合は、特に注意してください。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の1の5の2
- ・留意事項通知 第2の3(8)⑨

対象

（日中サービス提供型）共同生活援助

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（重度障害者支援加算（Ⅰ））

指導事項

12. 要件を満たしていない。

解説及び 改善方法等

1. 重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定するには、以下のすべてを満たす必要があります。
 - ① 人員基準に定める生活支援員の員数に加えて、重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。（常勤換算方法で、人員基準を超える配置がされていれば足ります。）
 - ② サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第1号、第2号）修了者であること。
 - **強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者従業者養成研修修了者が配置され、かつ利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シートの作成が必要です。**
 - ③ 配置されている生活支援員のうち20%以上が強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引研修（第1号、第2号）修了者であること。
- ※ ②③は常勤換算方法ではなく実数です。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の1の6
- ・留意事項通知 第2の3(8)⑩

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型）共同生活援助

項目

(6)給付費の算定及び取扱い（重度障害者支援加算(Ⅱ)）

指導事項

13. 要件を満たしていない。

解説及び 改善方法等

1. 重度障害者支援加算(Ⅱ)は、障害支援区分4以上に該当し、かつ障害支援区分認定調査の項目中、行動関連項目について算出した点数が10点以上の者に対しサービスを行った場合に算定されます。
 2. 以下のすべてを満たす必要があります。
 - ① 重度障害者支援加算(Ⅰ)の要件①(P83①)を満たす。
 - ② サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者従業者養成研修修了者であること。
 - 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者従業者養成研修修了者が配置され、当該利用者に係る支援計画シートの作成が必要です。
 - ③ 配置されている生活支援員のうち20%以上が強度行動障害者支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者であること。
- ※ ②③は常勤換算方法ではなく実数です。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の1の6
- ・留意事項通知 第2の3(8)⑩

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型)共同生活援助

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（日中支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)）

指導事項

14. 個別支援計画への位置付けがされていない。

解説及び 改善方法等

1. 日中支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)ともに、**日中支援について個別支援計画への位置付けが必要**です。
2. 対象は以下のとおりです。
 - ① 日中支援加算(Ⅰ)
高齢又は重度の障害者(65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者。)であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者。
※ 土日、国民の祝日は算定できません。
 - ② 日中支援加算(Ⅱ)
他の障害福祉サービス、地域活動支援センター、通所介護、通所リハビリテーション、精神科ショートケア、精神科デイケア等を利用している利用者が、利用予定日に利用することができないとき又は、就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対して日中に介護等の支援を行った場合。
※ **1月につき2日を超える場合に、3日目以降について算定できます。**

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の1の8
- ・留意事項通知 第2の3(8)⑫

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（日中支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)）

指導事項

15. 生活支援員又は世話人が加配されていない。

解説及び 改善方法等

1. 日中支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)ともに、人員基準に定める規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければなりません。
2. この場合に日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間は、人員基準に定める常勤換算方法の算定の際に用いることができません。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の1の8
- ・留意事項通知 第2の3(8)⑫

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（自立生活支援加算）

指導事項

16. 退去後に他の社会福祉施設に入居する利用者に対して当該加算を算定している。

解説及び 改善方法等

1. 居宅における単身での生活が可能と見込まれる利用者の退居に先立って、退居後の生活に関する相談援助を行い、かつ、退居後に生活する居宅を訪問し、相談援助及び連絡調整を行った場合に算定できます。
2. 退居後に他の共同生活援助を行う住居や障害者支援施設等の社会福祉施設に入居する場合は算定できません。
3. 請求の根拠となりますので、相談援助等の記録を残してください。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の2
- ・留意事項通知 第2の3(8)⑬

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助

項目

(6)給付費の算定及び取扱い（入院時支援特別加算）

指導事項

17. 支援内容を記録していない。

解説及び 改善方法等

1. 入院時支援特別加算の算定要件は以下のとおりです。
 - ① 入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続きや連絡調整等の支援を行い、支援内容を記録すること。
 - ② 当該月における入院期間が3日以上7日未満の場合
 - 少なくとも1回以上の訪問
 - ③ 当該月における入院期間が7日以上の場合
 - 少なくとも2回以上の訪問
 - ④ 入院月が複数月にまたがる場合で、2月目の入院日数が3日に満たない場合は、2月目については算定できません。
2. 入院の初日及び最終日は除きます。
3. 当該加算は月単位での算定となり、長期入院時支援特別加算は日単位での算定となります。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の2
- ・留意事項通知 第2の3(8)⑬

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（長期入院時支援特別加算）

指導事項

18. 支援内容を記録していない。

解説及び 改善方法等

1. 長期入院時支援特別加算の算定要件は以下のとおりです。
 - ① 入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続きや連絡調整等の支援内容を記録すること。
 - ② 1回の入院で月をまたがる場合は、最大3月間まで算定ができる。
 - ③ 入院月が複数月にまたがる場合、2月目以降は、当該月の2日目までは当該加算を算定できません。
2. 入院の初日及び最終日は除きます。
3. 当該加算は日単位での算定となり、入院時支援特別加算は月単位での算定となります。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の3の2
- ・留意事項通知 第2の3(8)⑮

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（帰宅時支援加算）

指導事項

19. 支援内容を記録していない。

解説及び 改善方法等

1. 帰宅時支援加算の算定要件は以下のとおりです。
 - ① 利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や、交通手段の確保等の支援を行った場合に算定。
 - ② 帰省中の利用者の居宅等での生活の状況等を十分把握するとともに、その内容を記録すること。
 - ③ 外泊が複数月にまたがる場合で、2月目の外泊日数が3日に満たない場合は算定できません。
2. 外泊の初日及び最終日は除きます。
3. 当該加算は月単位での算定となり、長期帰宅時支援加算は日単位での算定となります。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の4
- ・留意事項通知 第2の3(8)⑯

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅵ））

指導事項

20. 医師の指示を書面で残していない。

解説及び 改善方法等

1. 医療機関等との連携により、看護職員を共同生活住居に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護の提供又は認定特定行為業務者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定されます。
2. 医療連携体制加算の算定に当たってはP92～93に示す共通の要件を満たす必要があります。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の7
- ・留意事項通知 第2の3(8)㉓

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅵ)の算定要件(共通)

- ①あらかじめ医療機関等と委託契約を締結し、必要な費用を医療機関に支払うこと。
- ②利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引に係る指導等に関する指示を利用者ごとに受け、その内容を書面で残すこと。(※主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の指示でも差し支えありません。)
- ③主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。
- ④利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。
- ⑤同一法人内の他の事業所等の看護職員を活用することが可能であるが、その際は他の事業所等の配置基準に抵触しないようにすること。
- ⑥看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は事業所が負担すること。なお、医薬品等が医療保険の算定対象の場合は、適正な診療報酬を請求すること。

医療連携体制加算の算定要件(個別)

区 分	看護職員1人が看護することが可能な利用者数	看護の提供時間	内 容
医療連携体制加算(Ⅰ)	8人を限度	1時間未満	看護職員による看護の提供
医療連携体制加算(Ⅱ)	8人を限度	1時間以上2時間未満	看護職員による看護の提供
医療連携体制加算(Ⅲ)	8人を限度	2時間以上	看護職員による看護の提供
医療連携体制加算(Ⅳ)	8人を限度	—	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護職員による看護の提供
医療連携体制加算(Ⅴ)	—	—	看護職員による介護職員等に対する喀痰吸引等の指導
医療連携体制加算(Ⅵ)	—	—	指導を受けた介護職員による喀痰吸引等の実施

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（医療連携体制加算(Ⅶ)）

指導事項

21. 准看護師を配置している。

解説及び 改善方法等

1. 算定要件は以下のとおりです。

① 看護師を1名以上確保していること。

※ 利用者の状態の判断や、共同生活援助事業所の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、**准看護師では認められません。**

※ 看護師1人につき算定可能な利用者数の上限は20人です。

※ 同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、「併任する職員」として配置することも可能です。

② 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。

③ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族に当該指針の内容を説明し同意を得ていること。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の7
- ・留意事項通知 第2の3(8)②

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ）

指導事項

22. 従業者に対してキャリアパス要件を周知していない。

解説及び 改善方法等

1. 福祉・介護職員処遇改善加算の算定には、事業所が満たすキャリアパス要件について、全ての福祉・介護職員に周知する必要があります。
2. **福祉・介護職員処遇改善加算の従業者への配分方法を巡ってトラブルにならないよう、研修の実施等により十分な周知をしてください。**

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の9
- ・留意事項通知 第2の3(8)⑳
- ・福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月25日付け障障発0325第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助

【参考】キャリアパス要件

キャリアパス要件Ⅰ (1, 2, 3すべてに適合)	キャリアパス要件Ⅱ (1, 2すべてに適合)	キャリアパス要件Ⅲ (1, 2すべてに適合)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容に応じた任用等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 2. 1に掲げる職位、職責、又は職務内容に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。 3. 1及び2の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、賃金向上の目標及び①又は②に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。 ② 資格取得のための支援(研修受講のためのシフトの調整、給与の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。 2. 1について、全ての福祉・介護職員に周知していること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には次の①から③までのいずれかに該当する仕組みであること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。 ② 資格等に応じて昇給する仕組み 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 ③ 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されてることを要する。 2. 1の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

項 目

(6)給付費の算定及び取扱い（福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ）

指導事項

23. 従業者に対して職場環境要件を周知していない。

解説及び 改善方法等

1. 福祉・介護職員処遇改善加算の算定には、事業所が満たす職場環境要件（賃金改善以外の処遇改善の内容）について、全ての福祉・介護職員に周知する必要があります。
2. 加算の届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善の内容を周知することが必要ですので、**年1回は研修等により周知してください。**

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第15の9
- ・留意事項通知 第2の3(8)②④
- ・福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月25日付け障障発0325第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

対象

（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）共同生活援助

項目

(7)その他（業務管理体制の届出）

指導事項

2. 法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出をしていない。

解説及び
改善方法等

1. 法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられているため、市福祉監査課に届け出てください。

根拠法令等
及び備考

・障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)共同生活援助

【参考】業務管理体制の届出

1. 届出の内容

対象となる障害福祉サービス事業者	届出事項
全ての事業者	事業所の名称又は氏名 " 主たる事業所の所在地 " 代表者の氏名、生年月日、住所、職名 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者	上記に加え「法令遵守規程の概要」
事業所等の数が100以上の事業者	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

【参考】業務管理体制の届出

2. 届出先

事業所等の区分	届出先	備考
①指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課
②特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業所	市町村	
③全ての指定事業所等が同一指定都市(※)に所在する事業者等	指定都市 (※)	※児童福祉法に基づく指定障害児通 所支援事業者及び指定障害児入所施 設の設置者については児童相談所設 置氏を含みます。
④全ての指定事業所等(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。)が同一中核市内に所在する事業者等	中核市	
⑤①から④以外の事業者等	都道府県	

項目

(7)その他（情報公開制度）

指導事項

3. 実施する障害福祉サービス等情報を市長に報告していない。

解説及び 改善方法等

1. 事業者は、実施する障害福祉サービス等情報を市長に報告しなければならないため、独立行政法人福祉医療機構(ワムネット)が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて報告してください。

根拠法令等 及び備考

・法第76の3第1項

対象

(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型) 共同生活援助